

議題（1）橋本市子ども・子育て会議等について

1. 会議設置の経緯と法的位置付け

子ども・子育て支援法成立【平成 24 年度】

- ◆ 質の高い幼児期学校教育・保育の総合的な提供
- ◆ 保育の量の拡充・確保、保育の質の改善
- ◆ 地域の子ども・子育て支援の充実

子ども・子育て会議の設置義務（法第 72 条）

- ◆ 平成 25 年 8 月 橋本市子ども・子育て会議設置（6 月条例公布）
（子ども・子育て支援法に基づく合議制の機関）

子ども・子育て支援事業計画の策定業務（法第 61 条）

- ◆ 平成 27 年 3 月 橋本市子ども・子育て支援事業計画策定



（平成 27 年 4 月 子ども・子育て支援新制度スタート）

2. 子ども・子育て会議の役割（法第 72 条）

（1）特定教育・保育施設の利用定員の設定

保育所、幼稚園、認定こども園の利用定員の設定について意見を述べること

（2）特定地域型保育事業の利用定員の設定

小規模保育、家庭的保育等の利用定員の設定について意見を述べること

（3）市町村子ども・子育て支援事業計画に関する事項

子ども・子育て支援事業計画の策定・変更について意見を述べること

（4）市町村子ども・子育て支援施策の実施状況に関する事項

子ども・子育て支援施策の実施状況を調査審議すること

3. 委員について

- ◆ 役職：地方公務員法第3条第3項に規定する非常勤の特別職
- ◆ 任期：委嘱日（令和5年2月10日）から2ケ年
- ◆ 報酬：橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の規定による

4. 『第2期：橋本市子ども・子育て支援事業計画（令和2～6）』について

子ども・子育て支援法に基づく、令和2年度以降5ヵ年の「第2期橋本市子ども・子育て支援事業計画」については、令和元年度において、第1期子ども・子育て支援事業計画が満了を迎えたことにより、平成30年度から令和元年度において計6回の会議開催によりご意見を頂戴し策定いただきました。

本計画は「新・放課後子ども総合プラン」、「母子保健計画」、「ひとり親支援（自立促進計画）」、「子どもの貧困対策推進計画」、「児童虐待防止対策」を包含するものです。

5. 今後の主なスケジュール

<令和5年度> ニーズ調査実施

<令和6年度> 第3期子ども・子育て支援事業計画策定